

弁護士会照会の活用法

携帯電話会社に対する弁護士会照会

調査室 一條 典子 Ichijo Noriko(63期)



相手方の氏名や所在が分からぬ場合でも、相手方の携帯電話番号を把握している場合には、携帯電話会社に対して、相手方に関する情報を照会することができます。そこで、今回は、携帯電話会社に対する弁護士会照会の利用についてご紹介します。

1 利用事例

- (1) 不貞行為の相手方や交通事故の加害者に対して損害賠償請求をしたいが、相手方の電話番号は把握しているものの、氏名（本名かどうか）や住所が分からぬ。
- (2) 債務名義に基づき相手方の債権を差押えたいが、相手方の財産状況が分からぬ。

2 照会申出のポイント

(1) 照会事項について

ア 利用事例（1）の場合には、相手方の氏名、住所等を照会することができます。なお、NTTドコモに対する照会申出の場合には、同社より必須と定められている照会事項がありますので、当会会員サービスサイト→23条照会→事例一覧→事例【141-3】及び同事例※1の関連資料をご確認のうえ、必須項目を漏れなく記載してください。

イ 利用事例（2）の場合には、照会理由に、債務名義の存在と債権回収の必要性を記載することにより、電話料金の支払方法（口座振替、クレジット払、請求書払の別）及びその詳細情報（引落口座に係る情報やクレジット会社名）を照会することができます。

また、利用事例（1）の場合であっても、照会の必要性と相当性が認められれば、同様の照会をすることができますので、詳細は当会

会員サービスサイト→23条照会→事例一覧→事例【139】及び同事例※3をご確認ください。

(2) 照会理由について

利用事例（1）（2）に共通しますが、携帯電話会社に対する照会申出にあたっては、通信の秘密との関係が特に問題となります。この点については、ソフトバンクとそれ以外の会社（NTTドコモ、KDDI、楽天モバイル等。以下「NTTドコモ等」といいます。）とで対応が異なります。

ア NTTドコモ等に対する照会申出の場合

NTTドコモ等に対する照会申出の場合には、照会理由に、通信の存在、状況、通話内容等（例：「依頼者は相手方と電話で連絡をとっていた。」）を記載すると、通信の秘密を理由に回答を拒絶される可能性があります（当会会員サービスサイト→23条照会→事例一覧→事例【141】※4）。そのため、照会申出にあたっては、照会理由に、電話番号の入手経緯や相手方との連絡方法等を記載せずに、「照会対象電話番号は相手方のものである。」とだけ記載してください。

なお、度重なる迷惑電話により損害を被ったとする事案では、虚偽記載にならない範囲内で、単に「迷惑行為があった。」と記載する等の注意が必要になります。

イ ソフトバンクに対する照会申出の場合

ソフトバンクに対する照会申出にあたっては、同社より、照会理由に、照会対象電話番号の入手経緯と相手方が当該番号を使用していた時期を記載することが求められており、架電の事実や通話内容の記載があっても通信の秘密を理由に回答が拒絶されることはありません（当会会員サービスサイト→23条照会→事例一覧→事例【141-2】及び同事例※1の関連資料）。